

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

目次	ページ
告 示	
○土地改良区の役員の退任の届出.....（農業支援課）	35
○土地改良区の定款の変更の認可.....（農業支援課）	35
○知事権限に係る保安林の指定.....（治山課）	35
○知事権限に係る保安林の指定の解除.....（治山課）	35
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....（治山課）	35
○道路の供用の開始.....（道路課）	36
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定.....（砂防災害課）	36
支庁告示	
○特定調達契約に係る入札の公告.....	38
道選挙管理委員会告示	
○政治団体の収支報告書の要旨の公表.....	39

告 示	
北海道告示第615号	
土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、浦臼土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があった。	
平成20年 9月26日	
北海道知事 高 橋 はるみ	
退任年月日	理事・監事の別氏名住所
平成20.9.6	監事 澤田裕之 樺戸郡浦臼町字キナウスナイ188番地の173
北海道告示第616号	
土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成20年9月17日、浦臼土地改良区の定款の変更を認可した。	
平成20年 9月26日	
北海道知事 高 橋 はるみ	

北海道告示第617号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成20年 9月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 保安林の所在場所 二海郡八雲町上の湯77の1（次の図に示す部分に限る。）
 - 指定の目的 土砂の流出の防備
 - 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐は、択伐による。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島支庁産業振興部林務課及び八雲町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第618号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成20年 9月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 解除に係る保安林の所在場所 河西郡更別村字更別518の1（次の図に示す部分に限る。）
 - 保安林として指定された目的 風害の防備
 - 解除の理由 道路用地とするため
 - 解除に係る保安林の所在場所 河西郡更別村字更別518の1（次の図に示す部分に限る。）
 - 保安林として指定された目的 公衆の保健
 - 解除の理由 道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁産業振興部林務課及び更別村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第619号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業

要件を変更する予定である。

平成20年9月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件変更予定保安林 沙流郡平取町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
 - 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高支庁産業振興部林務課及び平取町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第620号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道旭川土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成20年9月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 鷹栖東神楽線	旭川市東鷹栖4線13号644番8地先から 旭川市東鷹栖2条4丁目638番20地先まで	平成20.9.26
	旭川市東鷹栖1条4丁目638番7地先から 旭川市東鷹栖東3条4丁目1899番5地先まで	同
	旭川市永山町10丁目21番1地先から 旭川市永山町10丁目6番3地先まで	同

北海道告示第621号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成20年9月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小樽祝津3丁目2（Ⅰ-1-32-569）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
小樽市祝津3丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小樽祝津3丁目3（Ⅰ-1-33-570）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
小樽市祝津3丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 3 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小樽祝津（Ⅰ-1-34-571）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
小樽市祝津3丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 4 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小樽祝津2丁目1（Ⅰ-1-35-572）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
小樽市祝津2丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 5 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小樽祝津2丁目2（Ⅰ-1-36-573）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

小樽市祝津 2 丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽祝津 1 丁目 1（Ⅰ - 1 - 38 - 575） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市祝津 1 丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽祝津 1 丁目 2（Ⅰ - 1 - 39 - 576） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市祝津 1 丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽祝津 3 丁目 5（Ⅱ - 1 - 12 - 565） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市祝津 3 丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽祝津 3 丁目 6（Ⅱ - 1 - 13 - 566） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市祝津 3 丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊	(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽手宮 1 丁目 1（Ⅰ - 1 - 82 - 619） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市手宮 1 丁目 - 2 丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽手宮 1 丁目 2（Ⅰ - 1 - 83 - 620） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市手宮 1 丁目 - 2 丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 神社の川（Ⅰ - 12 - 0500） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 寿都郡寿都町字渡島（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 宮沢の川（Ⅰ - 12 - 0510） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 寿都郡寿都町字新栄（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり （「次の図」は省略し、その図面を北海道小樽土木現業所及び関係市役所等に備え置いて
---	--

縦覧に供する。)

支 庁 告 示

北海道石狩支庁告示第17号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成20年9月26日

北海道石狩支庁長 富 樫 秀 文

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び調達予定数量（1キログラム当たりの単価）

ア 液状凍結防止剤（塩化カルシウム水溶液）	861,260kg
イ 粒状凍結防止剤（塩化カルシウム）	77,500kg
ウ 粒状凍結防止剤（混合塩化物）	1,993,000kg
エ 滑り止め材（千歳出張所）砂箱用（3kg袋）	9,000kg
オ 滑り止め材（岩見沢出張所）砂箱用（3kg袋）	16,000kg
カ 滑り止め材（滝川出張所）	
(ア) 砂箱用（3kg袋）	17,000kg
(イ) 散布用（バラ及び1tフレキシブルコンテナ）	1,210,000kg
キ 滑り止め材（深川出張所）	
散布用（バラ及び1tフレキシブルコンテナ）	300,000kg
ク 滑り止め材（当別出張所）砂箱・散布用（3kg袋）	47,000kg
ケ 滑り止め材（長沼出張所）	
(ア) 砂箱用（3kg袋）	12,000kg
(イ) 散布用（バラ及び1tフレキシブルコンテナ）	170,000kg

アからケまで、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 平成20年11月6日から平成21年3月31日まで

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成19年北海道告示第13号又は平成20年北海道告示第43号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 当該物品に関し、仕様書等に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成20年9月26日から10月20日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 064 - 0811 札幌市中央区南11条西16丁目2番1号
北海道札幌土木現業所企画総務部総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道札幌土木現業所企画総務部総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区南11条西16丁目2番1号 北海道札幌土木現業所3階第3会議室（送付による場合は、郵便番号 064 - 0811 北海道札幌土木現業所企画総務部総務課）

(2) 入札日時 平成20年11月5日 午後1時30分（送付による場合は、同年11月4日必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量160グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

- 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(2)の才及び3の(1)による。
- 9 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(8)、(11)から(13)までによるほか、次による。
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道札幌土木現業所企画総務部総務課
- (2) 所 在 地 郵便番号 064 - 0811 札幌市中央区南11条西16丁目2番1号
電話番号 011 - 561 - 0383
- 10 Summary
- A . Nature and quantity of the products to be procured
- a . Nature : a unit price per kg
- (a) Liquid cryoprotectant (A calcium chloride water solution)
- (b) Granular cryoprotectant (Calcium chloride)
- (c) Granular cryoprotectant (A mixture chloride)
- (d) The materials which stop sliding (Chitose branch office)
A thing to install in a gravel box (Entering 3 kg bag)
- (e) The materials which stop sliding (Iwamizawa branch office)
A thing to install in a gravel box (Entering 3 kg bag)
- (f) The materials which stop sliding (Takikawa branch office)
- (1) A thing to install in a gravel box (Entering 3 kg box)
- (2) A thing to scatter (singly heaping or 1 t flexible container)
- (g) The materials which stop sliding (Fukagawa branch office)
A thing to scatter (singly heaping or 1 t flexible container)
- (h) The materials which stop sliding (Toubetu branch office)
A thing to install in a gravel box (Entering 3 kg bag)
- (i) The materials which stop sliding (Naganuma branch office)
- (1) A thing to install in a gravel box (Entering 3 kg box)
- (2) A thing to scatter (singly heaping or 1 t flexible container)
- b . Quantity
- (a) Approximately 861,260 kg
- (b) Approximately 77,500 kg
- (c) Approximately 1,993,000 kg
- (d) Approximately 9,000 kg
- (e) Approximately 16,000 kg

- (f)(1) Approximately 17,000 kg
- (2) Approximately 1,210,000 kg
- (g) Approximately 300,000 kg
- (h) Approximately 47,000 kg
- (i)(1) Approximately 12,000 kg
- (2) Approximately 170,000 kg

- B . Bid tendering date and time : 1 : 30 P. M., November 5, 2008
(If mailed, bids must arrive no later than November 4, 2008.)
- C . Contact : General Affairs Division, Planning and General Affairs Department, Sapporo
District Public Works Management Office, Minami 11-jo, Nishi 16-chome, Chuo-ku, Sapporo,
Hokkaido, 064-0811 Japan
Phone : 011-561-0383

道 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

北海道選挙管理委員会告示第99号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第20条第1項の規定に基づき、同法第12条第1項及び同法第17条第1項の規定による政治団体の収入及び支出に関する報告書の要旨を別冊のとおり公表する。

その別冊は、北海道選挙管理委員会事務局及び各支所に備え置いて一般の閲覧に供する。
平成20年9月26日

北海道選挙管理委員会委員長 土 屋 良 三

